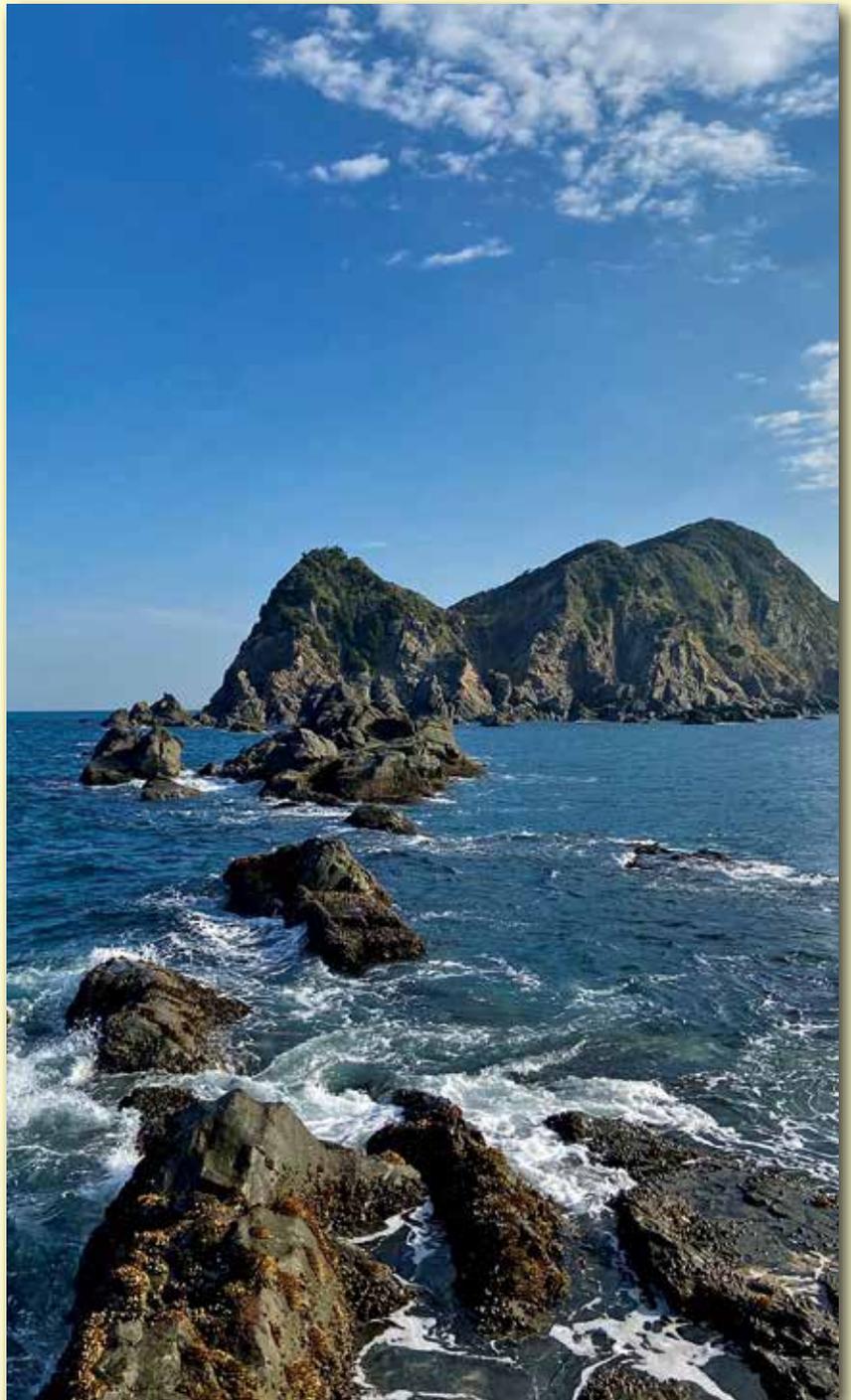


福利厚生とくしま



CONTENTS

令和3年度保健福祉事業等の概要	2
マイナンバーカードが健康保険証として 利用できるようになります！	4
QUPIO+ (クビオプラス) 登録&利用キャンペーン	6
特定保健指導を受けましょう!!	7
貸付金の制度について	7
こころのメンテナンスしていますか？	8
健康支援担当より	8
給付・年金第二担当からのお願い	9
企画調整担当より	9
令和3年度も歯科健診を受けましょう	10
ペンリレー No.13	11
『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の事業主証明について	11
退職手当について	12
防ごう公務災害！	14
財形非課税貯蓄における育児休業等取得者の 継続適用特例制度について	15
徳島県教職員住宅 (県)	15
互助組合の独身者交流支援事業について	16
互助組合に加入された臨時的任用職員・ 会計年度任用職員の皆様へ	17
互助組合からのお知らせ 「カフェテリアプラン助成事業」	18
重要なお知らせ 互助組合の貸付利率が下がります！	20



伊島町棚子島

発行／  公立学校共済組合徳島支部・(一財)徳島県教職員互助組合・徳島県教育委員会福利厚生課
〒770-8570 徳島市万代町1丁目1 TEL 088-621-3175 <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>

ご家庭にお持ち帰りください

公立学校共済組合徳島支部

検索 

「福利厚生とくしま」は、徳島県総合教育センターの福利厚生ポータルにも掲載しています。

令和3年度保健福祉事業等の概要

福利厚生課では、令和3年度におきまして、次の保健福祉事業を実施します。
組合員の皆様の積極的な御参加、御利用をお願いいたします。

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体																																																															
健康 管 理 関 係	1	人間ドック	<p>30歳以上の組合員を対象に、人間ドックを実施する。 ・定年退職者は、優先的に配慮する。</p> <p>1日コース 個人負担</p> <table border="1"> <tr><td>四国中央病院</td><td>1日 (250人)</td><td>4,100円</td></tr> <tr><td>徳島赤十字病院</td><td>1日 (210人)</td><td>6,300円</td></tr> <tr><td>沖の洲病院</td><td>1日 (1,290人)</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)</td><td>1日 (160人)</td><td>7,700円</td></tr> <tr><td>徳島検診クリニック</td><td>1日 (770人)</td><td>6,500円</td></tr> <tr><td>阿南医療センター</td><td>1日 (70人)</td><td>8,900円</td></tr> <tr><td>伊月健診クリニック</td><td>1日 (1,210人)</td><td>7,100円</td></tr> <tr><td>ハウエツ病院</td><td>1日 (50人)</td><td>6,800円</td></tr> <tr><td>徳島県鳴門病院</td><td>1日 (150人)</td><td>8,800円</td></tr> <tr><td>徳島クリニック</td><td>1日 (40人)</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>虹の橋病院</td><td>1日 (450人)</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>碩心館病院</td><td>1日 (20人)</td><td>4,100円</td></tr> <tr><td>岩城クリニック</td><td>1日 (20人)</td><td>5,500円</td></tr> <tr><td>近藤内科病院</td><td>1日 (60人)</td><td>6,200円</td></tr> <tr><td>徳島県農村健康管理センター</td><td>1日 (20人)</td><td>5,900円</td></tr> <tr><td>徳島平成病院</td><td>1日 (50人)</td><td>6,100円</td></tr> <tr><td>近藤外科内科病院</td><td>1日 (20人)</td><td>4,100円</td></tr> <tr><td>たまき青空病院</td><td>1日 (20人)</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>藍住たまき青空クリニック</td><td>1日 (20人)</td><td>5,400円</td></tr> <tr><td>半田病院</td><td>1日 (10人)</td><td>6,000円</td></tr> <tr><td>水の都記念病院</td><td>1日 (10人)</td><td>5,400円</td></tr> </table> <p>(※市町村費職員の個人負担については別途通知)</p>	四国中央病院	1日 (250人)	4,100円	徳島赤十字病院	1日 (210人)	6,300円	沖の洲病院	1日 (1,290人)	6,500円	とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)	1日 (160人)	7,700円	徳島検診クリニック	1日 (770人)	6,500円	阿南医療センター	1日 (70人)	8,900円	伊月健診クリニック	1日 (1,210人)	7,100円	ハウエツ病院	1日 (50人)	6,800円	徳島県鳴門病院	1日 (150人)	8,800円	徳島クリニック	1日 (40人)	6,200円	虹の橋病院	1日 (450人)	6,200円	碩心館病院	1日 (20人)	4,100円	岩城クリニック	1日 (20人)	5,500円	近藤内科病院	1日 (60人)	6,200円	徳島県農村健康管理センター	1日 (20人)	5,900円	徳島平成病院	1日 (50人)	6,100円	近藤外科内科病院	1日 (20人)	4,100円	たまき青空病院	1日 (20人)	5,400円	藍住たまき青空クリニック	1日 (20人)	5,400円	半田病院	1日 (10人)	6,000円	水の都記念病院	1日 (10人)	5,400円	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	四国中央病院	1日 (250人)	4,100円																																																																		
	徳島赤十字病院	1日 (210人)	6,300円																																																																		
	沖の洲病院	1日 (1,290人)	6,500円																																																																		
	とくしま未来健康づくり機構 (徳島県総合健診センター)	1日 (160人)	7,700円																																																																		
	徳島検診クリニック	1日 (770人)	6,500円																																																																		
	阿南医療センター	1日 (70人)	8,900円																																																																		
伊月健診クリニック	1日 (1,210人)	7,100円																																																																			
ハウエツ病院	1日 (50人)	6,800円																																																																			
徳島県鳴門病院	1日 (150人)	8,800円																																																																			
徳島クリニック	1日 (40人)	6,200円																																																																			
虹の橋病院	1日 (450人)	6,200円																																																																			
碩心館病院	1日 (20人)	4,100円																																																																			
岩城クリニック	1日 (20人)	5,500円																																																																			
近藤内科病院	1日 (60人)	6,200円																																																																			
徳島県農村健康管理センター	1日 (20人)	5,900円																																																																			
徳島平成病院	1日 (50人)	6,100円																																																																			
近藤外科内科病院	1日 (20人)	4,100円																																																																			
たまき青空病院	1日 (20人)	5,400円																																																																			
藍住たまき青空クリニック	1日 (20人)	5,400円																																																																			
半田病院	1日 (10人)	6,000円																																																																			
水の都記念病院	1日 (10人)	5,400円																																																																			
2	脳ドック	<p>40歳以上の組合員を対象に、脳ドックを実施する。 ・前年度受診者は申込みできません。</p> <p>個人負担</p> <table border="1"> <tr><td>阿南医療センター</td><td>1日 (30人)</td><td>10,000円</td></tr> <tr><td>沖の洲病院</td><td>1日 (100人)</td><td>4,300円</td></tr> <tr><td>徳島県鳴門病院</td><td>1日 (70人)</td><td>8,200円</td></tr> <tr><td>伊月健診クリニック</td><td>1日 (90人)</td><td>900円</td></tr> <tr><td>虹の橋病院</td><td>1日 (90人)</td><td>4,100円</td></tr> <tr><td>徳島赤十字病院</td><td>1日 (10人)</td><td>8,700円</td></tr> <tr><td>ハウエツ病院</td><td>1日 (10人)</td><td>3,700円</td></tr> </table> <p>(※市町村費職員の個人負担については別途通知)</p>	阿南医療センター	1日 (30人)	10,000円	沖の洲病院	1日 (100人)	4,300円	徳島県鳴門病院	1日 (70人)	8,200円	伊月健診クリニック	1日 (90人)	900円	虹の橋病院	1日 (90人)	4,100円	徳島赤十字病院	1日 (10人)	8,700円	ハウエツ病院	1日 (10人)	3,700円	年間	共済組合員	県 共済組合																																											
阿南医療センター	1日 (30人)	10,000円																																																																			
沖の洲病院	1日 (100人)	4,300円																																																																			
徳島県鳴門病院	1日 (70人)	8,200円																																																																			
伊月健診クリニック	1日 (90人)	900円																																																																			
虹の橋病院	1日 (90人)	4,100円																																																																			
徳島赤十字病院	1日 (10人)	8,700円																																																																			
ハウエツ病院	1日 (10人)	3,700円																																																																			
3	被扶養配偶者ドック	<p>30歳以上の被扶養配偶者を対象に、人間ドックを実施する。(毎年受診可とする)</p> <p>四国中央病院 沖の洲病院 徳島検診クリニック 伊月健診クリニック 虹の橋病院 たまき青空病院 藍住たまき青空クリニック</p> <p>個人負担は、13,000円～31,000円</p>	7月～1月	共済組合員の被扶養配偶者 (210人)	共済組合																																																																
4	婦人がん検診	<p>組合員を対象に、婦人がん検診を実施する。(県下指定医療機関 子宮頸がん・乳がん)</p>	7月～11月	共済組合員	県 共済組合																																																																
5	歯科健診	<p>組合員を対象に希望者に対して歯科健診を実施する。 1,800人</p>	8月～10月	共済組合員	共済組合																																																																
6	PET-CT検査	<p>がんの早期発見のための健康管理事業としてPET-CTがん検診を実施する。</p>	6月～	共済組合員	共済組合 互助組合																																																																
7	胃がんリスクチェック事業	<p>若年層を対象に胃がん検診の受診勧奨を図る。</p>	11月～	30歳未満の共済組合員	共済組合																																																																

事業種別	番号	事業名	事業の内容	実施時期	対象者 (参加人員)	実施主体
健康づくり 関係	8	教職員相談事業	教職員の職場及び家庭生活における悩みの相談に応じ、その解決を支援することにより、教職員のメンタルヘルスの保持・増進を図り、福祉の充実に寄与する。このため、専門相談員(弁護士、精神科医、臨床心理士、カウンセラー)を置く。(無料相談は年度内5回まで) また、学校に専門相談員等を派遣する「教職員相談事業出前講座」を実施。 この利用方法等についての詳細は、別途通知する。	年間	県費負担 教職員	県
	9	こころと体のリフレッシュ講座	日頃のストレスに対する知識を理解し、対処方法を取得するために講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合 互助組合
	10	メンタルヘルスマネジメント支援講座	管理職等がカウンセリング能力、リスニング能力を身につけるための講座を実施する。	年間	共済組合員	県 共済組合
	11	生活習慣病予防セミナー	組合員の生活習慣病の予防・解消を図ることを目的に開催し、生活改善を支援する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	12	介護講座	組合員(配偶者を含む)を対象に介護に対する知識と実技を習得するための講座を開催する。(2回開催)	夏休み	共済組合員	共済組合
	13	健康増進施設利用	組合員とその被扶養者の健康増進施設として利用する。 ハッピー徳島(徳島・阿南・鴨島) OKスポーツクラブ(徳島市山城・北田宮・藍住・脇町)	年間	共済組合員 被扶養者	共済組合
	14	ヘルスアップセミナー	心身の健康増進を図ることを目的に、リラクゼーション及びエクササイズを取り入れた実践的なセミナーを実施する。	夏休み	共済組合員	共済組合
	15	ヘルスアップセミナー講師派遣事業	10人以上の組合員が参加する研修会等へ主催者の要請により、講師を派遣し実践的なセミナーを行い組合員の健康づくりに貢献する。人数:要相談	年間	共済組合員	共済組合
16	健康ウォーキング	ウォーキングを生活習慣に取り入れることにより、運動不足を解消し、メタボリックシンドロームの予防と心身のリフレッシュを図る。	秋	共済組合員 100人	共済組合 互助組合	
文化・ 教養 関係	17	教職員生涯生活設計支援セミナー	生涯生活設計づくりの一助として、生きがい・健康・経済生活の側面から教職員のライフステージに応じた講座を実施する。セミナーの詳細については、別途通知する。	夏休み・2月	40歳以上の 教職員	県
	18	やすらぎの宿泊利用補助	指定した宿泊施設で宿泊した場合、組合員のみ1泊につき(出張は除く)、3,000円を補助する。 ※年度内何回でも利用できる。(平成30年度より徳島市の千秋閣を追加しています)	年間	共済組合員	共済組合
	19	スポーツ・レクリエーション大会	郡市でスポーツ・レクリエーション大会を実施する。	6月~12月	共済組合員	共済組合
	20	カフェテリアプラン助成金	組合員が自主的・計画的に自己啓発、健康維持、介護・育児、地域社会活動・文化芸術活動等を行い現に費用を負担した場合に、1年に1人1回10,000円を限度に給付する。	年間	互助組合員	互助組合
	21	保育補助	出産した被扶養配偶者に対し保育用品を配付する。	年間	被扶養配偶者	共済組合
	22	組合員生活講座助成	組合員が郡市別単位で開催する生活講座に対して助成する。	7月~1月	共済組合員	共済組合
	23	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。「教育文化舞台公演」	年1回	互助組合員 及び県民全般	互助組合
	24	公益文化事業	法人の目的の一つでもある「教育文化の振興」を図る。「教育文化の振興に関する事業助成」	年間	互助組合員	互助組合

★令和2年度分のカフェテリアプラン助成金の申請書提出は活動終了後、速やかにお願ひします。

★新たに人間ドックの検診機関を追加しました。(半田病院・水の都記念病院)

2021年3月(予定)から

マイナンバーカードが健康保険



① マイナンバーカードを カードリーダーにかざす

カードの顔写真を機器で確認します。
※顔写真は機器に保存されません。

② オンラインであなたの 医療保険資格を確認!

マイナンバーカードのICチップにある電子証明書により医療保険の資格をオンラインで確認します。

🐰 利用申込はカンタン!



マイナンバーカードを健康保険証として利用するためには、申込が必要です。利用の申込は、マイナポータル*でできます。

(*)子育てや介護をはじめとする行政手続の検索やオンライン申請がワンストップできたり、行政からのお知らせを受け取ることができる自分専用のサイトです。



🐰 マイナンバー(12桁の数字)は使いません!



マイナンバーカードの健康保険証利用には、ICチップの中の「電子証明書」を使うため、マイナンバー(12桁の数字)は使われません。医療機関や薬局の受付窓口でマイナンバーを取り扱うことはありませんし、ご自身の診療情報がマイナンバーと紐づけられることもありません。



ICチップには、受診歴や薬剤情報などの個人情報記録されません。

証として利用できるようになります!



どんないいことが?

6つのメリット

POINT!

1 健康保険証として ずっと使える!

マイナンバーカードを使えば、就職や転職、引越しても保険証の切替えを待たずにカードで受診できます。

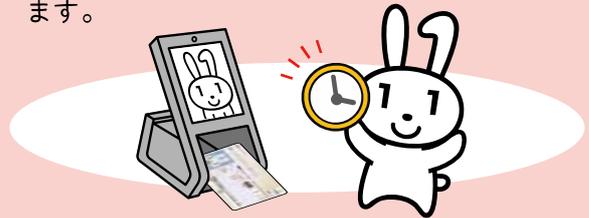


※医療保険者への加入の届出は引き続き必要です。

POINT!

2 医療保険の資格確認が スピーディに!

カードリーダーにかざせば、スムーズに医療保険の資格確認ができ、医療機関や薬局の受付における事務処理の効率化が期待できます。



POINT!

3 手続きなしで限度額以上の 一時的な支払が不要に!

限度額適用認定証がなくても、高額療養費制度における限度額以上の支払が免除されます。



※自治体独自の医療費助成等については書類の持参が必要です。

POINT!

4 健康管理や医療の質が向上!

マイナポータルで、2021年3月(予定)から自分の特定健診情報を、2021年10月(予定)から自分の薬剤情報を確認できるようになります。

※特定健診情報の確認は、医療保険者によって開始時期が異なります。

本人が同意をすれば、初めての医療機関等でも、今までに使った薬剤情報や特定健診情報が医師等と共有できます。



POINT!

5 医療保険の 事務コストの削減!

医療保険の請求誤りや未収金が減少するなど、医療保険者等の事務処理のコスト削減につながります。



POINT!

6 マイナンバーカードで 医療費控除も便利に!

マイナポータルを活用して、ご自身の医療費情報を確認できるようになります(2021年10月予定)。また、2021年分所得税の確定申告から、医療費控除の手続きで、マイナポータルを通じて自動入力が可能になります。



申込方法は
特設ページでも
確認できます!



https://myna.go.jp/html/hokenshoriyou_top.html

健康保険証利用申込のお問い合わせ



マイナンバー総合
フリーダイヤル

0120-95-0178

音声ガイダンスに従って「4→2」の順にお進みください。

受付時間
(年末年始を除く)

平日: 9時30分～20時00分
土日祝: 9時30分～17時30分

「今だけ」お得なキャンペーンです!

2020年度の新規事業です。クピオプラスを使って賢くお得に健康に、ぜひご利用ください!!



みんなの健康サポート(新規事業)

QUPiO+
クピオプラス

登録&利用
キャンペーン

もれなく

1,000 ポイント

プレゼント!

期間：2020/9/20(日)～2021/3/31(水)

対象：期間中にQUPiO Plusに新規登録もしくはログインした方
※組合員資格を喪失された方は対象外です

QUPiO Plusのご登録は共済ホームページから

公立学校共済組合徳島支部

🔍 検索

QUPiO+ 初回登録方法のご案内

◆ まずは公立学校共済組合徳島支部のホームページにアクセス!

以下のURLまたはQRコードから、当組合のホームページにアクセスしてください。(スマートフォンからでも可)
続いてアクセス後、ページ下部にあるバナーをクリックしてください。

URLから <https://www.kouritu.or.jp/tokushima/>



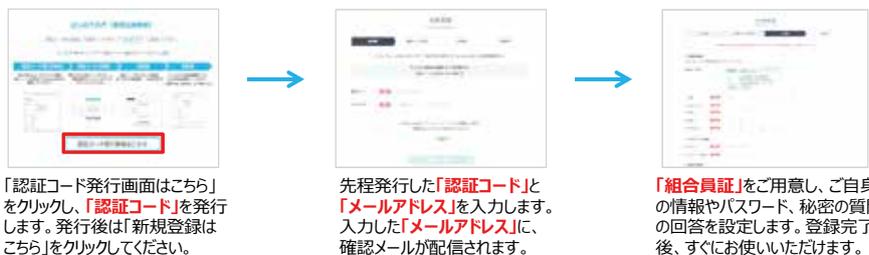

“登録に必要なもの”

- 組合員証
- 登録用の“メールアドレス”
- 認証コード

お手元にご用意ください。
メールアドレスは、重複の登録ができません。
ご家族等で共用でメールアドレスをお使いの場合は、ご注意ください。

◆ 画面の案内に沿って登録! 「認証コード」は自宅に圧着はがきで届いています。

表示されたページ内の「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。
発行後は「認証コード」をコピーし、画面の案内に沿って登録を行ってください。



「認証コード発行画面はこちら」をクリックし、「認証コード」を発行します。発行後は「新規登録はこちら」をクリックしてください。

先発行した「認証コード」と「メールアドレス」を入力した「メールアドレス」に、確認メールが配信されます。

「組合員証」をご用意し、ご自身の情報やパスワード、秘密の質問の回答を設定します。登録完了後、すぐにお使いいただけます。

◆ QUPiO Plus専用歩数計アプリからもアクセス可能です!

QUPiO Plus歩数計アプリをインストールすると、QUPiO Plusに歩数の記録が連携されます。



QUPiO Plus歩数計アプリ

iTunes App StoreまたはGoogle Playから、「クピオ」を検索し、アプリをインストール(無料)してください。



ios版をダウンロード





Android版をダウンロード



※上記はイメージです

【お問い合わせ】

SOMPOヘルスサポート株式会社 QUPiO Plus サポート窓口
Email : support@qupioplus.jp
TEL : 0120-818-448 (月曜～土曜 9:00-18:00)





特定保健指導を受けましょう!!

特定保健指導は、**自己負担なし**で受けられます。
案内が届いたら、**初回面談**を受けましょう。

- (注) 1 ただし組合員・被扶養者の資格を有している場合に限り、資格喪失後は利用できません。
2 特定保健指導については、以下を職務に専念する義務の免除の扱いとされます。
・指導に要する時間 ・指導のための往復に要する時間

区 分		実施する特定保健指導	特定保健指導利用券
組合員の方	人間ドック受診時に初回面談を受けられる方	人間ドック受診機関での特定保健指導当日実施	発行されません
	上記以外の方	学校訪問型特定保健指導	
	実施機関を御自身で決められている方	実施機関を選択し予約しての特定保健指導 (機関リストは利用券に同封)	発行されます
被扶養者の方			

高血圧や糖尿病を代表とする生活習慣病は、自覚症状がないままに進行することが特徴で、発病すると完治が難しい病気です。放置すると、日本人の死因の上位である心疾患(心筋梗塞・心不全)や脳血管疾患(脳梗塞・脳出血)などの危険性も高まります。

健診結果で異常が見られた「今の段階」で生活習慣の改善に取り組むことで予防することができます。

共済組合では、SOMPOヘルスサポート株式会社に特定保健指導を委託しています。ご自身の都合のよい場所(職場・自宅など)、都合のよい時間に保健師や管

理栄養士等が出向き、保健指導を行います。(時間は20分程度で、土・日・祝日も可能です。)

自己負担は無料です。

時間のない忙しい先生にも対応できるようにしていますので、この機会にぜひご利用ください。

人間ドック受診当日、その医療機関で保健指導を勧められた場合は、受診するようお願いします。

※初回面談を受診いただいた方には記念品をご用意しております。



貸付金の制度について

公立学校共済の貸付は、**費用・利便性・安心**の面で皆様に選ばれています

費用

- ☆ **担保、保証人、保証料は不要**
- ☆ お申込みや、繰上げ返済など**手数料はすべて無料**

利便性

- ☆ 返済は**給料からの控除**でらくらく
- ☆ **ボーナス併用返済**も選べます
- ☆ **一部・全額繰上返済**も可能
- ☆ 原則、**職場で手続きが完了**

安心

育児・介護休業を取得したときは、その期間中の**返済を猶予**できます

貸付の種類	こんなときに使えます	お借入れ限度額	利率(年利)	返済期間
一般	車の購入、海外旅行費用、引越し費用等、さまざまな臨時的支出に	200万円	1.32%	10年以内
住宅	新築、リフォームなどに	1800万円 (注1)		30年以内
教育	授業料、入学料、通学のために転居した場合のアパート代(1年分)・引越し費用・家具代などに	550万円		20年 10カ月以内

(注1) 1800万円までの範囲で、申込時の組合員期間に応じた額と仮定退職手当の額のいずれか高い額となります。

お問い合わせ先／健康支援・貸付担当 TEL (088) 621-3179 まで

こころのメンテナンスしていますか？

～セルフチェックをしましょう！～

徳島県教育委員会では、「徳島県教職員の心の健康づくり計画」に基づき、「普段の予防」「早期発見」「再発防止」の3段階に体系化したメンタルヘルス対策を推進しています。

みなさん自身がメンタル不調の兆しに早期に気づき、専門家の助言等を受けることが重要であることから、心の健康状態を自己点検するツールとして、徳島県立総合教育センターの協力を得て、センターのホームページに**厚生労働省が作成した「働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト こころの耳」**のリンクを貼っています。定期的なセルフチェックにご活用ください。

手順



1. 「徳島県立総合教育センター」のホームページにアクセスします。



3. 「ストレスチェック」をクリックします。



2. 「教職員福利厚生ポータルサイト」のログインID欄に「**teacher**」、パスワード欄に「**kokorook**」と入力し、「ログイン」をクリックします。



4. ポータルサイトの「こころの耳」をクリックします。

5. 「5分でできる職場のストレスチェック」をやってみましょう！必要なら相談事業を予約し、こころの健康づくりのための助言を得ましょう。

ストレスを
ためないための
心がけ

- 気分転換になる自分に合ったセルフケアを！
しっかり休む 書き出す 汗をかく(動く) 泣く(感動する)
- 気の許せる家族や友人、同僚に気持ちを話してみましょう！
- 保健師、臨床心理士等のメンタルヘルス相談事業を利用しましょう。

教職員のメンタルヘルス対策のお問い合わせは……

徳島県教育委員会福利厚生課厚生健康担当

電話 088-621-3178

健康支援担当より

＊ 令和2年度 婦人がん検診の結果 ＊



令和2年度婦人がん検診の結果は、次のとおりとなりました。
婦人がん検診全般の総合判定(要精密検査+要治療)は全体の5.9%となり、昨年度より1.4%増加し、検査項目別での子宮頸がんの総合判定(同)は全体の2.3%となり、昨年度より1.0%減少しました。
また、乳がんの総合判定(同)は全体の9.8%となり、昨年度と同じでした。
※要精密検査、要治療となった方につきましては、必ず医療機関で受診してください。

■実施結果

区分	検査人員	A 著変なし		B 経過観察		C 要精密検査		D 要治療	
		人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%	人員	割合%
子宮細胞診	430	418	97.2	2	0.5	10	2.3	0	0.0
乳腺	233	202	86.7	2	0.9	29	9.8	0	0
計	663	620	93.5	4	0.6	39	5.9	0	0.0

令和3年度の人間ドック等の募集について

先般、令和3年度の人間ドック等の募集をいたしました。脳ドックの対象年齢は40歳以上となります。
また、応募者多数のため、検診機関の定員を超えた場合、抽選となり第2・第3希望の検診機関になることがありますので、ご了承ください。

給付・年金第二担当からのお願い

1 交通事故・第三者加害の時には、共済組合へ連絡ください

交通事故にあったときや第三者の行為によって負傷して治療を受けた場合、その医療費は相手側が負担することとなっております。組合員証を使用するときには、事前に共済組合へ連絡ください。

治療費については、一時的に共済組合が立替えているため、後日組合員の方には、書類を出していただきます。その後、相手側が加入している損害保険会社へ医療費の請求をおこないます。

提出書類 (徳島支部ホームページに掲載しております。)

- ①事故発生報告書 ②事故現場見取図 ③損害賠償申告書
- ④自動車損害保険等の加入状況報告書 ⑤誓約書
- ⑥組合員証使用による傷病原因届 ⑦交通事故証明書(自動車安全運転センター発行)

2 被扶養者の収入に注意ください

被扶養者の資格確認を終えて、認定取り消しとなった主な例です。

- ①被扶養者のアルバイト収入が認定基準額を3月以上超えていた
- ②パート収入と公的年金を合せて180万円以上
- ③被扶養者が就職して保険証を取得していた



週及して認定取消することが増加しています。扶養されている配偶者、ご両親、子供等の収入額を常に把握してください。認定取消の手続きが遅れますと、既に公立学校共済組合が医療機関等に支払った医療費と給付金を返還していただくこととなりますので気を付けてください。

3 退職者または人事異動等による転出者の組合員証について

現在使用している組合員証等は、4月1日以降は速やかに元の所属所に返還してください。4月1日以降、医療機関で受診する際には新しく加入した保険証を提示して窓口で変わった事を必ず伝えてください。被扶養者の方も同様となるので、新しく保険証が変わった事を必ず伝えて、当共済組合の被扶養者証等も速やかに返還するようお願いいたします。

給付・年金第二担当 TEL (088)621-3176

企画調整担当より

●令和3年度掛金・負担金の割合等

(単位：千分率)

短期(福祉事業に係る負担金を含みます。)				介護			
		掛金		負担金			
		一般組合員	地方公共団体(育児休業者)	一般組合員	地方公共団体		
計		43.5100	43.6100	0.1000	計		8.9000
内訳	短期	42.1000	42.1000		内訳	介護	8.9000
	育休・介護公的負担		0.1000	0.1000			
	福祉	1.4100	1.4100				

(単位：千分率)

厚生年金保険				退職等年金				経過の長期	
		掛金		負担金				負担金	
		一般組合員	地方公共団体(育児休業者)	一般組合員	地方公共団体			地方公共団体	
計		91.5000	131.5000	40.0000	計		7.5000	7.5000	0.1001
内訳	保険料	91.5000	91.5000		内訳	退職	7.5000	7.5000	内訳
	基礎年金公的負担		40.0000	40.0000					

令和3年度も歯科健診を受けましょう

糖尿病、高血圧症、心臓病といった生活習慣病に共通しているのは、初期段階では本人にあまり自覚症状がないことです。このような病気のことを、サイレント・ディーズ（静かな病気）と呼んでいます。生活習慣病のひとつである歯周病もその仲間です。気がついたときには、かなり進行しているケースが多いのです。令和3年度も是非、歯科健診を受診してください。

令和2年度の歯科健診の結果が、まとめられましたのでお知らせします。

今年度は、1636名の方が受診されました。

歯科健康診査結果集計表

健診者数

区分	総数	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
男	391人	36人	62人	77人	216人
女	1245人	121人	257人	333人	534人
計	1636人	157人	319人	410人	750人

診査1 歯の状況（各年齢者級の平均歯数）

	～29歳	30～39歳	40～49歳	50歳～
現在歯数	28.5本	28.6本	28.4本	27.6本
健全歯数	21.9本	18.2本	15.4本	12.5本
未処置歯数	0.9本	0.9本	0.7本	0.6本
処置歯数	5.8本	9.6本	12.3本	14.5本
欠損歯数	0.0本	0.1本	0.2本	0.7本
DMF	6.7本	10.5本	13.2本	15.8本



診査2 歯肉の状況（歯肉出血BOP）

0	健全	736人	45.0%
1	出血あり	899人	55.0%
9	除外歯	1人	0.1%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査4 口腔清掃状態

1	良好	572人	35.0%
2	普通	936人	57.2%
3	不良	101人	6.2%

診査3 歯周病の状況（歯周ポケットPD）

0	健全	787人	48.1%
1	浅いポケット4～5mm	694人	42.4%
2	深いポケット6mm以上	153人	9.4%
9	除外歯	1人	0.1%
×	該当歯なし	0人	0.0%

診査5 歯石の付着

1	なし	268人	16.4%
2	軽度あり	1020人	62.3%
3	中等度以上あり	218人	13.3%

【判定区分】（重複）

1 異常なし 323人 19.7%

2 要指導 957人 58.5%

a	出血1かつ歯周ポケット0	270人	16.5%
b	口腔清掃状態不良	60人	3.7%
c	歯石の付着あり（軽度、中等度以上）	821人	50.2%
d	歯科医療機関の受診状況等指導を要する	8人	0.5%

2 要精密検査 860人 52.6%

a	歯周ポケット1	511人	31.2%
b	歯周ポケット2	135人	8.3%
c	未処置歯あり	325人	19.9%
d	要補綴歯あり	25人	1.5%
e	詳しい検査や治療を要する	6人	0.4%
f	その他の所見あり	6人	0.4%

要精検と判断された方は、全体の52.6%でした。

要精検と判断された方は、必ず歯科医院で受診してください。

「わたしの原点」

「東京に空がない」高村光太郎の妻、智恵子はそう言ったようだが、私は大学4年間を過ごした東京の空が大好きだった。下宿と大学との間には「胸突坂」という、それはそれは急な坂があり、通学には苦労したものだ。ところが、坂を上ると新宿の高層ビル群の夜景が一望でき、そこは私のお気に入りだった。当時は、怖いもの知らずで背伸びをしていたから、徳島にはない東京らしいものに強く心を惹かれていたのかもしれない。

理系だった私が何かの間違いで文学部に進み、大学界隈に所狭しと存在した古本屋や大学の図書館にこもった日々。シェイクスピアを劇場で初めて観たあの感動。東京には文化的教養が溢れていた。そして、かけがえのない友人や恩師に出会うことができた。

恩師とは受講したバレーボールの先生で、授業の助手をさせてもらった私は、大学から皇居までのジョギングに学会など、数々の場所をお供させてもらった。いつしか先生は東京の父ともいえる存在になっていった。ある時、東京での就職を報告すると、徳島で教員採用試験を受けたことを知っ

ていた先生に一言、「徳島に帰れ」と言われた。地方から出てきた自分が、東京で働くなど無理だと言われていたようで、最初は先生の言葉に反発したが、今ではあの時の先生の言葉に感謝している。先生に帰れと言われていなければ、恐らく私は今教師をしていないだろう。

先生は退官するまで、学生と共にバレーをし、多くの生徒に慕われていた。屋外コートでの授業で、澄み渡る空の下でバレーをしていた日々が懐かしい。学生が好きで、生涯教師を貫いた先生は、誰よりも教師という仕事の素晴らしさを知っていたのだと思う。

毎年受験シーズンになると、自分の受験や大学での日々を思い出す。数年前大学を訪れた際、昔と変わらぬ先生の姿があった。「地方から、もっと生徒を大学に送ってくれよ」と言われ、教師となった自分を、少し認めてもらえたようで嬉しかった。今年は、3年間を共にした生徒たちが巣立っていく。まだまだ恩師の背中が大きくて偉大だが、私も先生のように、目の前の生徒の背中を押すことのできる教師でありたいと思う。

★次は、脇町高等学校の大久保邦博先生お願いします。

『個人型確定拠出年金 (iDeCo)』の事業主証明について

個人型確定拠出年金 (iDeCo) に加入する際には、事業主の証明が必要です。

正規の県費教職員及び臨時的任用職員 (公立学校共済組合員) の方は、福利厚生課で事業主証明を行いますので、下記の1～5に記載の提出書類を退職手当・公災担当へ送付してください。

福利厚生課へ提出するもの

- 1 様式「第2号加入者に係る事業主の証明書 (共済組合員用)」
※金融機関から様式を入手してください。
- 2 公立学校共済組合員証の写し
- 3 基礎年金番号の分かる書類の写し
例) 年金手帳、基礎年金番号通知書、ねんきん定期便 等
- 4 様式「基礎年金番号等の取得及び利用の取扱いに関する同意書」
- 5 様式「個人型確定拠出年金加入者について (提出)」

※ 人事異動により教育委員会 (公立学校共済組合) に転入された方のうち、iDeCoに加入済の方は、事業主が「徳島県教育委員会」に変更となりますので、事業主変更の手続きをしてください。(手続きに必要な書類については、新規加入と同様です。)

※ 上記の様式は徳島県立総合教育センターHP「福利厚生ポータル」に掲載しています。

【問い合わせ先】 退職手当・公災担当 ☎ 088-621-3177

退職手当について

1 退職手当の計算方法

$$\text{退職手当} = \text{基本額 (退職日給料月額} \times \text{支給率)} + \text{調整額}$$

↑
(退職事由別・勤続年数別支給割合 × 調整率)

◆ 退職事由と勤続期間に応じた支給率

勤続期間	退職事由			勤続期間	退職事由		
	自己都合	公務外傷病	応募・定年		自己都合	公務外傷病	応募・定年
1年	0.5022	0.837	0.837	31年	35.7399	35.7399	42.31035
2年	1.0044	1.674	1.674	32年	36.7443	36.7443	43.81695
20年	19.6695	19.6695	24.586875	33年	37.7487	37.7487	45.32355
21年	21.3435	21.3435	26.260875	34年	38.7531	38.7531	46.83015
22年	23.0175	23.0175	27.934875	35年	39.7575	39.7575	47.709
23年	24.6915	24.6915	29.608875	36年	40.7619	40.7619	47.709
24年	26.3655	26.3655	31.282875	37年	41.7663	41.7663	47.709
25年	28.0395	28.0395	33.27075	38年	42.7707	42.7707	47.709
26年	29.3787	29.3787	34.77735	39年	43.7751	43.7751	47.709
27年	30.7179	30.7179	36.28395	40年	44.7795	44.7795	47.709
28年	32.0571	32.0571	37.79055	41年	45.7839	45.7839	47.709
29年	33.3963	33.3963	39.29715	42年	46.7883	46.7883	47.709
30年	34.7355	34.7355	40.80375	43年	47.709	47.709	47.709

- (注1) 「公務外傷病」は、私傷病のうち、厚生年金法に規定する障害等級に該当する程度の障害の状態にある傷病を理由に退職する場合があります。
 (注2) 年度途中退職について
 ①勤続期間が11年以上で定年に達した日以後、定年退職日（3月31日）前に、その者の非違によることなく退職した者に対する退職手当の基本額には、「自己都合」の場合の支給率が適用されます。
 ②応募認定退職予定者が、「退職すべき期日」に退職しなかった場合、認定はその効力を失います。

2 調整額の考え方

各給料表の在職級、管理職手当、在職年数等に応じて調整区分により調整月額が決められ、平成8年4月1日以降で各月毎に属していた調整額の区分に応じて定める額のうち、額の多いものから60月分の合計額を算定します。

◆ 調整額区分表

調整区分 調整月額 (円)		第1号 65,000	第2号 59,550	第3号 54,150	第4号 43,350	第5号 32,500			第6号 27,100	第7号 21,700		
行政職	給料表	9級	8級	7級	6級	5級			4級	3級		
研究職	給料表	5級	5級	5級	5級 (左記以外)	4級			3級	2級		
	期末勤勉役職加算									5		
	管理職手当	1種	2,3種	4種	左記以外							
医療職 (二)	給料表		8級	7級	6級	5級 ※ H19.4 ~ H28.3 は5級 (課長補佐級)			5級 (左記以外)	4級、3級		
教育職	給料表		4級	4級	4級 (左記以外)	3級	3級 (左記以外)	特2級	2級 (在職30年以上)	2級 (左記以外)	2級	1級
	期末勤勉役職加算		20	15	15	15、10	10	10	10	10	5	5
	管理職手当		4種	4種、5種		6種						
技能労務職	給料表								5級	4級		

- (注1) 短期勤労者は、次のとおり調整額が制限されます。
 ①勤続1年以上4年以下の自己都合以外の退職者、勤続10年以上24年以下の自己都合退職者は半額。
 ②勤続9年以下の自己都合退職者は加算額ゼロ。
 (注2) 休職期間等は、除算期間と同様に、算定対象期間から除算。

3 計算例（概算）

退職事由	定年退職
退職時年齢	60歳（勤続35年）
退職時給料月額	417,248円（教職調整額含む）
支給率	47.709
調整額	調整額区分5号適用5年の場合
○基本額	$417,248円 \times 47.709 = 19,906,484.832円$
○調整額	$32,500円 \times 60月 = 1,950,000円$
◎退職手当額	$19,906,484.832円 + 1,950,000円 \div 2 = 21,856,484円$

※ 1円未満切捨て



（注）退職手当額から控除される税金等

- ・退職手当にかかる所得税及び住民税（県民税・市町村民税）
- ・給与から毎月控除している住民税の残額（3月末退職の場合は4・5月の2ヶ月分）
- ・共済組合・互助組合貸付金残高がある場合は、当該貸付金残高等

4 臨時的任用職員・会計年度任用職員の退職手当について

徳島県職員定数条例等の一部を改正する条例（令和元年徳島県条例第15号）により、令和2年4月1日から令和2年4月1日以降に採用された臨時的任用職員及び会計年度任用職員の退職手当の取扱いは、次のとおりとなっております。

① 臨時的任用職員

正規職員と同様（6月以上勤務後支給対象となる）

② 会計年度任用職員（フルタイム任用）

正規職員と同じ勤務時間で勤務した日が18日以上ある月が引き続いて6月を超えた場合、退職手当条例の適用対象となる。

※ 1）勤務月数が6月を超えない場合は支給されない。

勤務月数が6月を超えた場合は、退職事由、勤務月数等に応じて支給される。

〔計算方法〕退職手当額 = 退職日給料月額 × 支給率 × 1 / 2（※ 2）

※ 2）勤務月数が6月を超え12月以下の場合は、令和元年改正条例附則第3項の規定により、1 / 2を乗じる。

③ 会計年度任用職員（パートタイム任用）

退職手当条例適用対象外

※ 臨時的任用職員及び会計年度任用職員の方の請求方法

発令されている辞令が途切れた場合に6ヶ月以上の勤務実績がある場合は、徳島県立総合教育センター福利厚生ポータルから様式をダウンロードし、所属を經由して、すみやかに、退職手当を福利厚生課まで請求してください。

5 退職手当請求様式、簡易計算シートをダウンロード！

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

【ID】 teacher, 【パスワード】 kokorook

防ごう公務災害!

～不注意・過信が想定外の大ケガに～

1. 注意一秒怪我一生

- ◆ 教職員の「通常業務」には、多くの危険が潜んでいます。
(例：準備、後片付け、指導や接触がきっかけとなる事故、スポーツ時の急激な動作の反動他)
- ◆ ケガによっては、後遺症や障害が残る場合もあります。
- ◆ 職場全体で、現場の安全を確保できるよう、事故の未然防止対策を講じるとともに、職員個人が、危険感受性を磨き、事故を防げる行動を取りましょう!



2. 災害が発生したら事故報告!

公務(通勤)災害が発生

・公務(通勤)に起因するか否かが判断に迷う場合はご相談ください。

医療機関受診時「公務上の負傷」であることを申し出る

・できる限り、当日中に医療機関で必要な治療を受けましょう。
・共済組合員証は使用できません。

速やかに福利厚生課へ連絡!

・「事故報告」の写しを福利厚生課へ送付
・公務(通勤)災害認定請求様式を「福利厚生ポータルサイト」からダウンロード

療養中は自己の判断で転院しない

・医師の指示、紹介状が無い場合、療養費を補償できない場合があります。

3. どうすれば事故を防ぐことができる?

●転落・転倒事故 ～その「踏み台」、本当に乗っても大丈夫?～

- 1 作品掲示・教室美化作業中、ロッカー・机・椅子の上でバランスを崩し・踏み台が壊れ……
- 2 教材(楽器)を抱え、階段の段差でつまづき・踏み外し……
- 3 家庭訪問の行き帰り、水路等に転落、二輪車で転倒……
- 4 出入口・教壇の段差・マット、児童の手提げかばんに足をとられて……

●その他の事故 ～慌てない! 無理しない! 油断しない! 過信しない!～

- 5 遠足・校外活動指導中、走り回る児童・アスレチック等に接触して……
- 6 教室・廊下で、背後から突然、児童・生徒が飛びつき・スライディングしてきて……
- 7 体育、部活動、運動会等の指導中、踏ん張り・踏み込み・軸足回転した瞬間……

慎重の上にも
慎重に!
万代小
福利厚生

4. 臨時的任用職員・会計年度任用職員の公務災害について

令和2年4月1日以降、地公法等の一部改正に伴い、災害補償関係が次のとおりとなっております。

- ① 臨時的任用職員 … 正規職員と同様(地方公務員災害補償法適用。船員は船員保険法等適用。)
- ② 会計年度任用職員(フルタイム任用) … 勤務場所や勤務期間等に応じて、労災保険、県条例又は地方公務員災害補償法が適用される。
- ③ 会計年度任用職員(パートタイム任用) … 勤務場所等に応じて、労災保険又は県条例が適用される。

徳島県立総合教育センター 福利厚生ポータル

検索

[ID] teacher, [パスワード] kokorook

地方公務員災害補償基金徳島支部

検索

補償制度、様式(認定請求・療養補償・治ゆ関係)及び記入例等を掲載しています。
公務(通勤)災害に関するご相談・ご質問は、福利厚生課までご連絡ください。



財形非課税貯蓄における**育児休業等取得者**の継続適用特例制度について

1 制度概要

3歳に達するまでの子に係る育児休業等の取得者は、事前に所定の手続を行うことで、引き続き
 利子等に対する非課税措置を受けながら、財形非課税貯蓄を継続することが可能です。

2 対象となる方

育児休業等の取得により、定期的な払込が2年以上中断する可能性のある方

※勤務所属を通じた事前の手続が必要です。（育児休業等開始日後の提出は不可）

※払込の中断期間が2年以内であることが確実な方は、手続不要（自動中断）です。

※産前産後休暇（特別有給休暇）中は、控除可能です。

※職場復帰直後の払込再開（給与からの控除）が必要です。



3 手続方法（福利厚生課扱い分）

- ◇書類提出先 勤務所属 → 福利厚生課 → 契約金融機関
- ◇提出書類①～④ ②③は金融機関の所定様式ですので、事前に**契約金融機関**にご確認ください。

- ① 財形（年金・住宅）貯蓄控除預入等依頼書（※県所定様式。各金融機関で入手可。）
- ② 育児休業等をする者の財産形成非課税（年金・住宅）貯蓄継続適用申告書・育児休業等期間変更申告書
- ③ 関連様式（※金融機関により異なる）
- ④ 育児休業等を取得することを証明できる書類の写し

- ◇福利厚生課への提出期限 次の異動日が属する月の前月10日頃
 - I 育児休業等取得時 育児休業等の開始日
 - II 育児休業等の期間変更時 当初の終了日または変更後の終了日のいずれか早い日
 - III 職場復帰時 復職日

手続時期	提出書類
I 育児休業等取得時	①・②・④は必須、必要に応じて③
II 育児休業等の期間変更時	①・②・④は必須、必要に応じて③
III 職場復帰時	①は必須、必要に応じて②・③
II→I 育休中に妊娠し、引き続き産育休に入る場合	①・②・④は必須、必要に応じて③ ※2度手続が必要（産休取得（期間変更）→育休取得）

【お問い合わせ・書類提出先】退職手当・公災担当 [電話 088-621-3175]

徳島県教職員住宅（県）

入居できる方

- ① 徳島県教職員及びその家族
- ② 県費負担教職員及びその家族
- ③ 他部局職員及びその家族
- ④ 会計年度任用職員及びその家族（外国語指導助手、非常勤講師等）



徳島県教育委員会が所有している教職員公舎の空室状況の確認や入居申込みについては次の管理校までお問い合わせください。

団地名・所在地	管理校	電話番号
柳島団地（阿南市）	富岡西高等学校	0884-22-0041
日和佐団地（美波町）	阿南支援学校	0884-22-2010
石井団地（石井町）	名西高等学校	088-674-2151
海南団地・宋喰団地（海陽町）	海部高等学校	0884-73-1371
三加茂団地（東みよし町）	池田高等学校	0883-72-1280

【問い合わせ先】 厚生健康担当 ☎ 088-621-3178



互助組合の独身者交流支援事業について（御報告）

令和2年はコロナ一色、当組合独自のイベントも開催できず、当組合も協賛しているマリッサとくしまに登録している企業・団体間の異業種交流会「藍広場」に団体として参加して、リモート交流会「i広場」なども企画しました。しかしながら、リモートというのがどうしても不安があるのか参加者数が振るわず開催中止に。そこで、やはり原点に戻り、実際に会って話をする方が良いのではと、ケーキバイキング企画を「藍広場」の運営委員会で決定し開催できました。その様子を少しお伝えします。

♥異業種交流会「藍広場」令和3年1月30日（土）15時30分からグランドパレスにて開催。アグネスホテルのケーキバイキングです。



- ♥参加者に検温、手指の消毒、フェイスシールドの装着をお願いし、パーティションも設置してコロナ対策万全！
- ♥参加は少人数でしたが、コロナ対策としては密を防ぐことができてよかった！？
- ♥女性が多く、和やかな雰囲気。結果的に参加者全員が当組合員で、共通の話題で盛り上がっていたようです。



アグネスのケーキはもちろん美味しく、クイズも意外に難しくグループで話が進んだと好評でした。

今年度はこのように事業としては縮小せざるを得ませんでした。来年度はコロナの状況を見ながら、皆様に喜んでいただける事業を行うことができたらと考えております。

御意見お待ちしております。お気軽に互助組合までお願いします。担当：中川

● TEL 088-621-3177 ● info@toku-kyougo.or.jp ●

互助組合は組合員の素敵な出会いを応援しています

徳島県教職員互助組合は、2016年7月末に設置された結婚支援のための拠点「とくしまマリッジサポートセンター（略称：マリッサとくしま）」の協賛団体です。当組合員は直接、マリッサとくしまのWEBサイトにアクセスしてイベントユーザー登録および所属企業コードを入力することで、別途、メルマガにより配信される協賛企業・団体のイベントに参加することができます。

★当組合の所属企業コードは「KA0002」です。

★イベント参加時には資格の確認のため、公立学校共済組合員証（健康保険証）をご持参ください。

♥「マリッサとくしま」について

【主な事業】

- ・マッチング：1対1のお見合い（会員登録料 1万円（2年間有効））
互助組合ではマッチング会員登録料の半額を補助しています！
詳しくは互助組合ホームページ内、「独身者交流支援補助金」の項目を御覧ください！！
- ・イベント：出逢いイベントやセミナー等（会員登録料 無料）
特定の協賛企業・団体間の交流会も開催されています！
ぜひ一度ご登録を！

所属を通さず領収書原本を添付した申請書を互助組合事務局に送るだけ！

【開所時間等】

- ・場 所：とくぎんトモニプラザ（県青少年センター）4階
- ・開所時間：月曜・火曜・金曜 12:00～20:00
土曜・日曜・祝日 10:00～18:00
（水曜・木曜は休み（祝日の場合は開所）。年末年始は休み）
- ・電話番号：088-656-1002
- ・ファックス：088-656-1008
- ・ホームページ：https://www.msc-tokushima.jp/
- ・メー ル：msc@marissa-tokushima.com



「国民が安心して暮らせるための社会保障制度の確立等を求める陳情署名」へのご協力ありがとうございました。

署名総数(全国) 463,919筆

おかげさまで5,609筆の署名が集まりました。令和2年11月、この署名簿を県関係の国会議員6名へ送付し、他県の教育関係互助団体とともに皆様の意思をお伝えしました。



互助組合に加入された 臨時的任用職員・会計年度任用職員 の皆様へ



●互助組合とは

正式名称は「一般財団法人徳島県教職員互助組合」という団体で、事務局は徳島県教育委員会福利厚生課内にあります。互助組合は同じ課内にある公立学校共済組合徳島支部の組合員等で組織することとなり、共済組合加入時のみ互助組合に加入することができます。

事業内容としては、主に医療費給付など公立学校共済組合徳島支部の補完的な事業を行ったり、独自の事業としてはカフェテリアプラン助成金の給付、学校や団体への助成金交付、教育文化舞台公演の開催など行っています。

詳しくは互助組合ホームページ (<http://www.toku-kyougo.or.jp>) や「教職員福利厚生のしおり」を御覧ください。

●掛金は

(給料月額+教職調整額+地域手当) × 7 / 1000

※掛金の上限は2,100円です。

県費教職員の方は、給与明細の「互助(他)」の欄に控除金額が記載されています。(加入日によっては1月遅れで控除されることもあります。)

注：その月に1日でも任用されていたら1か月分の掛金をいただいております。

●正規教職員との 事業内容等の 違いは

カフェテリアプラン助成金以外はほぼ正規教職員と同じ給付内容となります。

カフェテリアプラン助成金について

必読

事業内容については18・19ページを御覧ください。

カフェテリアプラン助成金申請可能な方：**11か月以上掛金を納めている方**

例：5月31日から翌年3月25日までの任用

→5月分から翌年3月分までの11か月分の掛金をいただくので**申請可能**

例：4月12日から9月20日、11月5日から翌年3月31日まで→11か月となり**申請可能**

- ※ 該当年度すべての辞令書の写しを添付してください。(勤務校、組合員証番号が変更していても互助組合に加入していればすべて対象となります)
- ※ 助成対象期間については辞令の写しに基づいて計算しますので、任用期間の最後まで提出を待つ必要はありません。
- ※ 助成金申請時、既に該当年度における任用期間が11か月を経過していたら、辞令書の写しは必要ありませんが、不明の場合はお尋ねすることもあります。
- ※ 組合員である期間内に活動及び支払を完了してください。

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布します、

「令和3年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

令和3年度 教育文化舞台公演事業について

現在、開催するかどうかも含めて検討中です。開催することが決定しましたらお知らせいたします。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください！

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。

ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>

(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

互助組合からのお知らせ

カフェテリアプラン助成事業……助成額：上限10,000円

令和3年度も「カタログギフト」を選択肢に加えます！

※カタログギフトは、現金給付との併用はできません。

※前年度のカatalogギフトの請求はできません。

☆実施要領や様式など詳細は3月末に所属に配布します、「令和3年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。

カフェテリアプラン 助成対象一覧表

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象経費	助成対象となるもの(例)	助成対象でないもの(例)
自己啓発	1	自己啓発のための講座(通信講座)を受講した。	組合員	講座の受講料(通信教育における講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む)	語学教室・パソコン教室・書道・茶道・華道・教養講座・音楽教室・絵画教室・陶芸教室 等	公務で受講したもののテキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
		大学(通信・夜間・放送大学も含む)で行われる公開講座や科目履修を受講した。		講座の受講料 入学科、授業料	大学での科目履修、聴講	学位・学歴の取得(卒業)を目的とした修学費用
	2	各種資格を取得するための講座を受講または受験した。		資格取得の受講料(講座の収録されたテキスト・CD・DVDの費用も含む) 受験料 免許更新費用 (自動車運転免許以外)	簿記検定・英語検定・パソコン検定・宅地建物取引主任責任者・小型船舶免許・アマチュア無線・ホームヘルパー・気象予報士 等の講座受講料、受験料、講座のテキスト及び講座の収録されたCD・DVD購入費用	自動車運転免許の更新費用 テキスト・CD・DVD以外の教材費・材料費・道具類
	3	自己啓発用の書籍を購入した。		自己啓発用書籍・中古の本購入費	書籍購入費(領収書に書籍名が記載されていない場合、支払内容を明記してください)	漫画・週刊誌・対象が赤ちゃんや幼児向けの本・住宅地図・カレンダー・ポスター・電子手帳・送料等図書カード・商品券・ポイントで購入した分
自己啓発用のCD・DVDなどを購入した。		自己啓発用ソフトウェア	書籍をCD-ROMに収録したもののパソコンソフトの購入費用 (ソフト名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 ソフトウェア類のレンタル料		
健康維持	4	人間ドックを受診した。	組合員	保険診療外のドック費用	人間ドックの自己負担分、オプション検査費用	保険診療分の検査費用(人間ドックの再検査で保険証を利用して受診した分 など)
		インフルエンザを予防するために予防接種を受けた。		インフルエンザ予防接種費用(予防接種名の記入)	インフルエンザ予防接種	組合員以外の予防接種費用 迅速診断・抗体検査費用
		インフルエンザを予防するためにマスクや手指消毒剤を購入した。		インフルエンザを予防するためのマスク、うがい薬、手指消毒剤費用	マスク うがい薬、手指消毒剤、薬用石鹸 (殺菌・消毒作用が明記されたもの)	ウエットティッシュ全般 風邪薬やのどに薬を噴射するものなど、 予防でないもの
	5	健康管理施設やスポーツ施設を利用した。		各種スポーツ施設会費・利用料	ゴルフ・ボウリング・スキーリフト券・釣りの渡船料・ダイビング・ラフティング等	用具レンタル料・ゴルフ施設利用料金のうち飲食料・入浴のみの施設
		各種スポーツ大会に参加した。		各種スポーツ大会参加料	大会の参加料	(大会終了後に申請書を提出してください)
		スポーツ教室を受講した。		各種スポーツ教室受講料	スポーツ教室の受講料	スポーツ用品・健康器具
介護・育児	6	介護・看護等でヘルパーやデイサービスを利用した。	組合員又は2親等内の親族	介護ヘルパー・デイサービス代(介護保険サービス適用外の費用)	介護ヘルパー代	紙おむつ等消耗品 一時的でない保育料 保育料に含まれる飲食代・諸費用 介護・育児に関する物品(車椅子、ベビーカー、チャイルドシート等物品全般) 介護保険サービスの適用となる費用
	7	保育所(園)・託児所での一時保育やベビーシッターを利用した。		一時保育・ベビーシッター代	一時保育代	
地域社会活動・文化芸術活動	8	ボランティア活動に参加した	組合員	活動に要する交通費、宿泊費、傷害保険料	ボランティア休暇の承認を受けて参加した活動(承認書類の写しの添付が必要です)	
		芸術・文化鑑賞をした。スポーツ観戦をした。アミューズメント施設を利用した。		入場料、観覧料、観戦料	映画・コンサート・テーマパーク・水族館・スポーツ観戦・遊園地・動物園・植物園・美術館・博物館・演劇・舞踊・芸能・県展入場料 等	
	9	芸術・文化鑑賞のためのCDやDVDを購入した。		芸術・文化鑑賞のためのCD・DVD等購入費用	音楽CD・映画等のDVD(BD)の購入費用 (購入した作品名を明記してください)	録音及び録画用に使われるCD・DVD・BD類購入費用 ゲーム類の購入費用 CD・DVD類のレンタル料
	10	展覧会などに出席した。囲碁等の大会に参加した。		大会参加料(出展料)	大会参加料(出展料)	応募にかかる郵送料 材料費・運搬費・交通費 公務での出展
教員免許の更新	11	教員免許を更新した。	組合員	払込受領証 大学が発行する領収証		ガソリン代・駐車料金・旅行券等・飲食代・入浴のみの施設・岩盤浴・エステ・サウナ・あんま・マッサージ等被扶養者のみの旅行

項目	項目番号	事業(メニュー)内容	対象者	助成対象となるもの(例)
その他	12	カタログギフト	組合員	<p>止むを得ず、項目1～11に該当する活動ができない場合等に1万円相当のカタログギフトを送付する。 (他の項目との重複請求不可)</p> <p>カタログギフト(今年度の冊子名は「令和3年度における保健事業等の実施について」や互助組合ホームページに掲載します。カタログの内容はカタログギフト取扱い会社ホームページ等でご確認ください。) [申込について] 年4回(6月、10月、1月、2月)の月末日に申込を締切り(必着)、翌月に組合員の指定した住所にカタログギフト(冊子)を送付します。申込は「令和3年度における保健事業等の実施について」や、当組合ホームページに掲載の様式に必要項目を記入して当組合まで提出してください。記入必要事項:「申請金額～項目11」の欄以外すべて(個人印、所属印も必要です) [注意事項] ・カタログギフトの当組合への申込の最終締切は毎年度2月末日(必着)です。 ・翌年度に前年度分の請求はできません。</p>

提出前にご確認を!

- * 旅行経費で高速道路を利用した場合
 - ①ETCを利用→カード会社からの請求書原本又は通帳のコピーを提出
 - ②ETC以外→「領収書」のみ可、「利用証明書」は不可
- * 旅行経費の領収書が複数人となっている場合は**申立書**も提出してください。(申請書に1名と書かれても、領収書に複数名の記載があれば何うことがあります。)
- * **駐車料金や飲食代は対象外**です。(例えば、ホテル宿泊、ディナークルーズ、ディナーショー、食べ飲み放題ツアー、ワンドリンク制のライブなどは対象外部分を除いてご請求ください。)
- * **自己啓発用書籍の領収書**について、助成対象と推測される書籍のジャンルが印字されている場合(ジャンルの手書き不可※下のコーナー参照)は書籍名を記入しなくてもよいこととします。
(例) 教育、文学、医学、文庫 など
※ジャンルが例のとおりであっても書籍名が記載されていて、明らかに助成対象外であると推測される場合はお尋ねすることがあります。
※ジャンルが「雑誌」の場合で、週刊誌やファッション誌などは助成対象外となる場合がありますので書名の記載をお願いします。
- * **自己啓発用書籍**について、**対象年齢が明らかに低すぎるものについては対象外**とします。
(例) あかちゃん絵本、音の出る本、あいうえおの本、めいろなど
この例に限らず、当助成金の対象となる経費は「自己啓発」のために購入された書籍です。家族など自分以外の方のために購入したものは対象外です。
- * **カード払いの場合(領収書が出ないとき)**
支払の内容がわかるもの(明細書等)と、確かに支払ったということがわかるもの(カード会社からの請求書原本又は通帳のコピー)を添付してください。
その際、カード番号等不必要なところは消しておいてください。
- * **講座料、スポーツ施設利用料**などは、**いつ受講(利用)されたか**を領収書に書いてもらうか、様式の余白に記載してください。
また、**回数券**を購入された場合は、**券を利用した日を全て記載**してください。
基本的には受講や利用などの「活動」が**終了した後**に助成金を送金します。

またまた領収書について

カフェテリアプラン、ちょっと読んでみてよのコーナー

ちょうど1年前、福利厚生とくしま第106号でも領収書については次のとおりお知らせしたところです。

- ・領収書は**原本**を!
- ・客観的に見て**内容がわかりにくいものにはわかる書類**を添付!
- ・領収書の宛名は**フルネーム(姓名)**で!
- ・申請は**活動終了後**に!

これに加えてお願いしたいことがあります。

- * **領収書やレシートは切り取らず**に提出してください。支払いの部分が切り取られている例があります。何で支払われたか確認できませんので、加工せずそのまま提出するようお願いいたします。
- * **〇〇PayやWAON**など、商品購入時に銀行口座又は現金等でチャージしたものと、ポイントを使用したものが明確に分けられない決済については、銀行口座又は現金(又はクレジット)チャージの明細書の添付をお願いしております。銀行口座又は現金チャージの場合は通帳の該当ページの写しかチャージ明細書(レシート)、クレジットでレシートにチャージの旨が記載されていない場合はクレジット明細書(原本)を添付してください。
万一、チャージ明細書等を紛失した場合は、余白か別紙に①チャージ年月日、②チャージ金額を明記し、③確かにポイントは使用していない旨の申立てをして申請者の押印をし提出してください。

大変お手数をお掛けしますが、スムーズな給付ができますよう、御協力をお願い申し上げます。

互助組合のホームページ、ぜひ御活用ください!

各種申請様式もダウンロードできる(一財)徳島県教職員互助組合のホームページを開設しております。
ホームページアドレス(半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>
(「徳島県教職員互助組合」で検索しても出てきます。)

互助組合へのお問い合わせは **TEL 088-621-3177** まで

重要なお知らせ

令和3年4月から 互助組合の貸付利率が下がります!

令和3年3月償還分まで
令和3年4月償還分からは
一般貸付 年利1.26% → 年利1.0%(保険料込み)

- ★令和3年2月以降の新規申込(3月貸付)の方から新利率が適用されます。
- ★該当者にはお知らせしますが、現在借り受け中の方にも4月償還分から新利率を適用します。
返済方法や残回数など、貸付申込時の条件は変更しません。
- ★利率以外の変更はありません。
- ★互助組合貸付は一般貸付の1本のみです。既に借りられている場合、24回償還する前に違う事由でもう1本借りることはできません。(24回償還後は借替できます。)
- ★共済組合貸付と同時に互助組合貸付も受けることができます。
「共済組合で借りたけど、少し足りない分を互助組合で…」もOK!

貸付限度額200万円。
ちょっと資金が必要とき…
互助組合の貸付をお忘れなく!!!
申込事由NO.1の生活資金、自動車購入資金、教育資金など

必見! 互助組合の貸付事業についておさらい

- ★貸付限度額200万円 目的は生活資金のほか、自動車購入資金、教育資金など
- ★申込事由が「生活資金」なら添付書類不要 (但し限度額は100万円かつ償還回数上限72回)

お申込以降の流れ

- ① お申込 毎月25日(2月と12月は21日)までに互助組合(県教委福利厚生課内)に申込書等(※)を提出してください。
※申込書等提出書類 ①～③は互助組合ホームページの様式集から印刷して必要事項を記入・押印してください。
 - ①申込書 申込者の印、所属長の印が必要です。
 - ②借用証書 金額・住所氏名を記入・押印し、左上に収入印紙(証紙ではありません)を貼付・割印してください。
 - ③貸付保険にかかる個人情報に関する同意書
 - ④申込事由が「生活資金」以外の場合は、添付書類が必要です。
例:「自動車購入資金」の場合の添付書類は請求書、契約書など金額が確認できる書類

詳しくはお問い合わせいただくか、「福利厚生のしおり」に記載しています。

- ② 申込受付後、事務局で審査・貸付決定
- ③ 貸付決定通知を申込者に送付(基本的には所属経由)
- ④ 申込締切の翌月28日に、申込者の給付金の登録口座に送金
- ⑤ 送金の翌月の給与から貸付償還金の控除を開始

収入印紙金額

申込金額	収入印紙金額
5万円から 10万円まで	200円
15万円から 50万円まで	400円
60万円から100万円まで	1000円
110万円から200万円まで	2000円

お問い合わせ
書類送付先

TEL 088-621-3177 (「互助組合の貸付」とおっしゃってくださいとスムーズです。)
ホームページアドレス (半角小文字) <http://www.toku-kyougo.or.jp>
〒770-8570 徳島市万代町1-1
徳島県教育委員会福利厚生課内 一般財団法人徳島県教職員互助組合